

第102期 定時株主総会及び 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時 受付開始：午前9時

場所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室



証券コード 8540

株主の皆様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、当日のご来場についてご検討ください。

ご来場いただくことができない場合には、インターネットまたは書面による議決権行使を推奨いたしますので、ご活用ください。

目次

第102期定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知	1
第102期事業報告	6
計算書類	25
監査報告書	27
株主総会参考書類 〔定時株主総会〕	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 株式交換契約承認の件	32
第3号議案 定款一部変更の件	64
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く。）8名選任の件	65
第5号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	71
〔普通株主様による種類株主総会〕	
議案 株式交換契約承認の件	76

証券コード 8540
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役頭取 荒 木 英 二

第102期定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第102期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第2号議案として「株式交換契約承認の件」を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただきますことになりました。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/invest/soukai.html>



また、上記ウェブサイトのほか、福岡証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。以下の福証ウェブサイトへアクセスしていただき、当行名または証券コードを入力・検索し、「詳細情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知」欄からご覧ください。

福岡証券取引所ウェブサイト(上場会社検索)

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2 場 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号

当行本店7階会議室

3 目的事項

【定時株主総会】

報 告 事 項 第102期（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式交換契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決 議 事 項

議 案 株式交換契約承認の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようにご郵送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットによる議決権行使をされる場合

後記（4頁～5頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）
午後5時45分まで



- ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

－ 議決権行使期限 －
2023年6月28日（水）
午後5時45分まで

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。



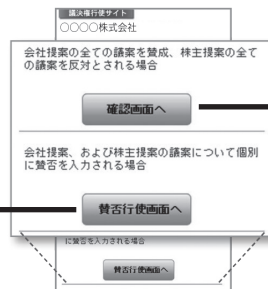
1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙の右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

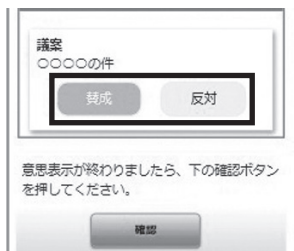
2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(議決権行使等のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、[こちらから同意書へお進みください。](#) **次の画面へ**

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する)

なお、本サイトは午前2時から午前5時までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきます
ことをあらかじめご了承ください。

「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード または仮パスワード (半角) **ログイン**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよびパスワードをご登録されている
パスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。 **パスワード変更**

「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード（確認用）」 (半角) **送信**

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
(ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

第102期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は福岡県内を営業地盤とする地域金融機関として、預金・貸出業務を中心に、内国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、国債等公共債・証券投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域のお客さまのニーズに沿った金融サービスを提供しております。

【金融経済環境】

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大抑制と経済活動の両立が進められ、国内経済はコロナ禍からの需要の回復等を背景に、緩やかに持ち直してまいりました。一方、ウクライナ情勢悪化の長期化や物価上昇など、先行き不透明な状態も続いております。

福岡県経済も、企業業績に対する原材料価格等の上昇や海外の不安定な金融・経済動向の影響等が懸念されるなか、2022年度後半から個人消費を中心に着実に持ち直しの動きがみられております。

こうした経済情勢のなか、日経平均株価は概ね2万円台後半で推移しました。金融面では、日本銀行による金融緩和政策の一部変更に伴い国内長期金利が上昇する場面がみられたほか、為替相場は、急激な円安の進行とその後の円高方向への動きなど大きな変動がみられました。

【事業の経過及び成果】

このような状況下、第12次中期経営計画「BEST!～ひとりひとりのベストを大きな力に～」の2年目となる2022年度は、アフターコロナを見据え、お取引先の資金面のご支援をはじめ、事業承継や財務の健全化、デジタル化支援など、伴走型の課題解決に積極的に取り組むなど、長期ビジョンである「地域になくてはならない銀行」を目指してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお取引先に対しては、資金繰りや業況等の聞き取り調査を定期的を実施することで、お取引先が抱えるさまざまな経営課題の解決をサポートするきめ細かな取り組みを継続的に行ってまいりました。

また、システム導入による業務効率化や生産性向上を希望されるお取引先に対するＩＣＴコンサルティング業務を開始し、多くのご相談をいただいております。

さらに、お取引先のニーズに適った金融サービスの提供に向けて、事業承継やM&A等をテーマにしたオンラインセミナーの定期開催やオンライン相談など非対面チャネルの活用も図ってまいりました。

この間、店舗網と人員配置の最適化による営業力強化策の一環として博多駅東支店が新築移転した筑紫通支店に店舗内店舗方式で移転し、福岡市中心部に大型拠点が誕生いたしました。

2022年度につきましては、次のような成果を収めることができました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む）の期末残高は、前期末比79億12百万円減少し、4,860億92百万円となりました。また、公共債、投資信託及び保険の預り資産残高は、前期末比7億59百万円増加し、434億12百万円となりました。貸出金の期末残高は、前期末比86億円減少し、4,245億10百万円となりました。有価証券の期末残高は、前期末比82億26百万円増加し、893億19百万円となりました。

損益面では、与信関係費用が減少したものの、貸出金利息の減少や国債等の売却損の計上等により、経常利益は前年度比16百万円減少し12億57百万円となりましたが、法人税等の減少により、当期純利益は前年度比1億58百万円増加し10億27百万円となりました。

[対処すべき課題]

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利の常態化や金融領域への異業種参入による競争激化等、厳しい環境が継続しています。また、地域における人口減少や少子高齢化といった構造的課題に加えて、デジタル化・脱炭素化へのシフトやコロナ禍による行動様式の変化もみられております。一方、当行が営業地盤とする福岡県は、事業所数が全国でも上位に位置し、特に福岡市における開業率は、大都市の中で

もトップ水準にあります。

社会環境がこれまでにない速さで大きく変化するなか、2023年度は、第12次中期経営計画の総仕上げの年として、基本コンセプトである「顧客本位の営業スタイルの進化」「収益基盤の強化」を一層推し進め、福岡の更なる活力向上に貢献してまいります。

また、ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合につきましても、当行が将来に亘って「中小企業専門金融機関」としての使命と役割を果たしていくために必要と判断したものであり、2022年11月11日の基本合意後、両社による協議検討を進めた結果、2023年3月14日に株式交換契約書を締結いたしました。2023年6月29日の定時株主総会での承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、2023年10月1日に株式交換による経営統合を行います。

両社は、それぞれの経営資源や強みを活かして、従来以上に、福岡県内の幅広いお客さまの課題解決や成長をサポートすることにより、地域経済の持続的発展に一層貢献していくことを目指しております。

今後とも、お客さま、地域社会の方々などの期待にお応えできるよう役職員一同最大限の努力を尽くしてまいります。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	459,950	505,196	493,864	485,962
定期性預金	263,720	256,976	258,986	253,867
その他	196,230	248,220	234,877	232,095
貸 出 金	387,480	428,441	433,110	424,510
個人向け	79,421	77,447	77,650	78,003
中小企業向け	270,605	317,946	305,896	297,365
その他	37,452	33,047	49,563	49,141
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	77,333	91,150	81,093	89,319
国 債	32,365	32,886	12,433	11,896
その他	44,968	58,263	68,660	77,422
総 資 産	516,793	574,504	570,111	556,476
内 国 為 替 取 扱 高	1,156,371	1,132,091	1,157,816	1,230,612
外 国 為 替 取 扱 高	18百万ドル	7百万ドル	0百万ドル	0百万ドル
経 常 利 益	582	798	1,273	1,257
当 期 純 利 益	544	519	869	1,027
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	199円74銭	172円47銭	301円73銭	362円49銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	424人
平 均 年 齢	41年7月
平 均 勤 続 年 数	18年10月
平 均 給 与 月 額	358千円

- (注) 1. 使用人数には、執行役員、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
福 岡 県	店 41 うち出張所 (2)
合 計	41 (2)

- (注) 1. 当年度において、店舗内店舗方式により、博多駅東支店を筑紫通支店内に移転いたしました。
 2. 上記41カ店には店舗内店舗方式により移転した店舗を含んでいるため、店舗の拠点数としては35カ店となっております。
 3. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を16カ所設置しております。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	503
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
筑紫通支店（新築移転）	310

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2022年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
古 村 至 朗	取締役会長 (代表取締役)		
荒 木 英 二	取締役頭取 (代表取締役)	監 査 部 担 当	
布 施 圭一郎	専務取締役 (代表取締役)	営業統括部担当	
草 場 勇 次	常務取締役	人事総務部担当	
江 里 秀 樹	常務取締役	市場営業部・事務部担当	
岡 野 みゆき	常務取締役	総合企画部担当	
増 田 昌 一	取 締 役	融資統括部・ビジネスサポート部担当	
戸 田 康一郎	取 締 役 (社外取締役・非常勤)		西日本鉄道(株) 代表取締役副社長執行役員
瀬戸口 克	取 締 役 監 査 等 委 員		
林 田 ス マ (本名 平田スマ)	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公益財団法人 大野城まどかびあ館長
行 正 晴 實	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		公認会計士
山 下 秋 史	取締役監査等委員 (社外取締役・非常勤)		西部ガスホールディングス(株) 代表取締役副社長執行役員
(退任した役員)			
山 下 知 成	常 務 取 締 役		
倉 富 純 男	取 締 役 (社外取締役・非常勤)		西日本鉄道(株) 代表取締役会長

- (注) 1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
 2. 取締役戸田康一郎氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び山下秋史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 戸田康一郎氏、林田スマ氏、行正晴實氏及び山下秋史氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役監査等委員瀬戸口克は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うことで、監査等委員会の職務執行を円滑にするためです。
 5. 取締役監査等委員行正晴實氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

- ① 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の概要

当行は、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

当行の役員報酬制度は、「地域の中小・零細事業者を主たる顧客として金融仲介機能を安定的かつ円滑に提供する」という当行のコアとなるビジネスモデルを反映した「銀行経営を担うに相応しい人材を確保・維持できる金額水準であること」「当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めるものであること」「企業業績及び従業員の給与水準と比較して納得性が高い水準であること」を基本方針とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの職責を踏まえた適正な水準としております。

当行は、その基本方針の下で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて当行の業績及び従業員給与の水準も踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、取締役会決議によって決定しております。

また、非金銭報酬として、当行株式を付与する株式報酬制度を設けております。当行の中・長期的な企業価値の維持・向上に向けた経営意識を高めることを目的としており、具体的には、信託型株式報酬制度（B I P 信託）を採用しており、株主総会で承認された上限額の範囲内で信託が当行株式を取得し、取締役会決議により決定した役位に応じたポイントを各事業年度ごとに各取締役に付与し、各取締役は、退任時に自己の累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を本信託から受けることとしております。

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は以下の割合を目安としております。

	基本報酬 (金銭報酬)	非金銭報酬等 (株式報酬)	合 計
会長・頭取	80～90%	10～20%	100%
専務取締役	82～90%	10～18%	
常務取締役	83～90%	10～17%	
取 締 役	85～92%	8～15%	

なお、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとし、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって定めております。

- . 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議及び精査を行い、決定方針に沿うものであると判断し決議しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (金銭報酬)	業績連動 報酬等	非金銭報酬等 (株式報酬)
取締役（監査等委員を除く。）	10名	189	170	—	18
取締役（監査等委員）	4名	31	31	—	—
計	14名	220	201	—	18

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、報酬限度額（月額）を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査等委員である取締役は4百万円以内としております。なお、当決議は取締役（監査等委員を除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員4名（うち社外取締役3名）に係るものです。
3. 当行は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議により、当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬制度を導入いたしました。当決議は取締役4名に係るものです。加えて、2022年6月29日開催の第101期定時株主総会において、1事業年度当たりに取締役等に対して付与するポイント総数の上限を、本制度導入時からの直近の株価動向等を踏まえ、変更を決議しております。当決議は取締役7名に係るものです。なお、上記非金銭報酬等は本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る計上額です。
4. 支給人数及び報酬等には、2022年6月29日開催の第101期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名を含んでおります。
5. 上記報酬のほか、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を取締役（監査等委員を除く。）2名に対し12百万円（うち社外取締役1名5百万円）支給しております。
6. 上記報酬等には、社外役員に対する報酬等17百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
戸 田 康一郎 林 田 ス マ 行 正 晴 實 山 下 秋 史	会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
戸 田 康一郎 (取締役)	西日本鉄道(株) 代表取締役副社長執行役員
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	公益財団法人 大野城まどかぴあ館長
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	公認会計士
山 下 秋 史 (取締役監査等委員)	西部ガスホールディングス(株) 代表取締役副社長執行役員

(注) 当行と上記の兼職先等との間に特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における 発言その他の活動状況
戸 田 康一郎 (取締役)	0年9ヵ月	取締役就任後開催 取締役会11回のうち9回出席	地場企業の経営者の観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
林 田 ス マ (取締役監査等委員)	3年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち15回出席 監査等委員会16回のうち16回出席	アナウンサーとして培われた豊富な経験による意見や女性目線の提案等、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
行 正 晴 實 (取締役監査等委員)	3年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち15回出席 監査等委員会16回のうち16回出席	主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ適宜発言を行っております。
山 下 秋 史 (取締役監査等委員)	1年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち13回出席 監査等委員会16回のうち14回出席	地場企業の経営者としての経験や見識による意見等、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	17	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	8,000千株
第1回A種優先株式	1,000千株
第2回A種優先株式	1,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	2,737千株
第1回A種優先株式	300千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 定款で定める発行可能株式総数は8,000千株であり、上記の発行可能株式総数の合計とは一致いたしません。

(2) 当年度末株主数

普通株式	1,670名
第1回A種優先株式	79名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	402千株	14.69%
福岡中央銀行行員持株会	218	7.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	211	7.72
株式会社西日本シティ銀行	151	5.55
株式会社宮崎太陽銀行	133	4.87
西部ガスホールディングス株式会社	133	4.86
西日本鉄道株式会社	124	4.55
株式会社豊和銀行	114	4.17
株式会社南日本銀行	111	4.06
学校法人帝京大学	64	2.37

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式45千株は含まれておりません。

第1回A種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	30千株	10.00%
九建架線工事株式会社	20	6.66
大高建設株式会社	15	5.00
株式会社サニクリーン九州	15	5.00
株式会社沖縄海邦銀行	10	3.33
九州総合信用株式会社	10	3.33
西部ガスホールディングス株式会社	10	3.33
西日本鉄道株式会社	10	3.33
松田都市開発株式会社	10	3.33
株式会社ユー・エス・イー	9	3.00

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

区 分	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	1名	普通株式 1,000株
社外取締役（監査等委員を除く。）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

(注) 2022年6月29日付で退任した取締役に対する役員報酬BIP信託による株式交付であります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 ま た は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井 真 弓 指定有限責任社員 宮 川 宏	32	

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。

3. 当行監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査等委員会の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の前号の使用人の人事異動や人事考課等については、予め監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保する。また、当該使用人は専ら監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務の執行を補助するものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員を除く。）、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けるとともに代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当行では、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当行は、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置、開催するとともに、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則った業務処理がなされているかをチェックする体制を整備するとともに、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。さらに、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングするとともに、コンプライアンスガイドブックに基づく職場研修や啓蒙活動を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

また、当行では独立した内部監査部門である監査部が、業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性ならびにその有効性を検証しております。

監査等委員会は監査部や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第102期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金	預け	金	24,373	預金	485,962
現金		金	5,047	当座預金	14,307
預け		金	19,325	普通預金	214,619
有価証券		金	89,319	貯蓄預金	327
国債		債	11,896	通知預金	1,960
地方債		債	14,250	定期預金	250,553
社債		債	35,577	その他積	3,313
株式		式	8,224	譲渡性の預金	880
その他の証券		金	19,370	借入の他	130
貸出		金	424,510	未払法人税等	34,800
割引手形		形	3,040	未払費用	3,007
手形貸付		付	21,642	前払受取	15
証書貸付		付	374,443	給付補填	622
当座貸越		越	25,385	一入備	295
外国為替		替	33	資産除去的負債	0
外国他店預け		け	33	その他の負債	19
その他の資産		産	5,323	役員株式給付引当金	7
未収収益		益	296	睡眠預金払戻損失引当金	2,047
その他の資産		産	5,027	再評価に係る繰延税金負債	64
有形固定資産		産	12,894	支払承	38
建物		物	2,720	負債の部合計	1,813
土地		地	9,765		170
リース資産		産	17	(純資産の部)	
建設仮勘定		定	2	資本	4,000
その他の有形固定資産		産	388	本剰余金	2,703
無形固定資産		産	313	資本準備金	2,703
ソフトウェア		ア	296	利益剰余金	19,807
その他の無形固定資産		産	17	利益準備金	1,396
前払年金費用		用	2,394	その他の利益剰余金	18,410
繰延税金資産		産	353	固定資産圧縮積立金	507
支払承諾見返		金	170	別途積立金	16,725
貸倒引当金		金	△3,209	繰越利益剰余金	1,177
資産の部合計			556,476	自己株	△118
				株主資本合計	26,392
				その他の有価証券評価差額金	△8
				土地再評価差額金	4,105
				評価・換算差額等合計	4,096
				純資産の部合計	30,489
				負債及び純資産の部合計	556,476

第102期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目										金 額	
経	資	常	収	用	収	益					
	貸	価	出	金	利	配	当			7,196	8,737
	有	の	証	利	息	利				6,434	
	預	そ	他	金	受	入	利			672	
	役	務	取	引	等	収	益			89	
	受	入	為	替	役	手	数			0	
	そ	の	他	の	業	務	収			1,114	
	外	国	他	為	替	売	買			283	
	商	品	有	価	証	券	売			830	
	所	の	他	経	常	収	益			0	
	貸	倒	引	当	金	戻	入			0	
	株	式	等	の	経	常	収			0	
	所	の	他	の	経	常	収			426	
										191	
										60	
										174	
経	資	常	調	達	利	利	用				7,479
	預	渡	金	預	金	息	費			124	
	役	務	取	引	等	費				124	
	支	払	為	替	手	数				0	
	そ	の	他	の	業	務	費			804	
	国	債	等	債	券	売	却			28	
	営	の	業	経	常	費				775	
	貸	出	金	金	償	却				249	
	株	式	等	等	償	却				140	
	所	の	他	の	経	常	費			108	
										6,072	
										229	
										0	
										66	
										11	
										150	
経	特	常	利	産	処	分	益				1,257
	固	定	資	産	失	分				31	
	別	定	損	産	処	分					39
特	固	定	資	産	処	分				39	
税	引	前	当	純	利	益					1,250
法	人	住	民	税	事	業				33	
法	人	税	等	調	整	額				188	
法	人	税	純	利	合	計					222
当	期	純	利	利	合	計					1,027

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 福岡中央銀行
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 福岡中央銀行	監査等委員会
常勤監査等委員	瀬戸口 克 ㊟
監査等委員	林 田 ス マ ㊟ (本名 平田スマ)
監査等委員	行 正 晴 實 ㊟
監査等委員	山 下 秋 史 ㊟

(注) 監査等委員林田スマ、行正晴實及び山下秋史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、長期的、安定的な配当の継続を基本方針としながら、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 68,413,475円

当行第1回A種優先株式1株につき金87円50銭

総額 26,250,000円

第1回A種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 800,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

第2号議案 株式交換契約承認の件

当行と株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ふくおかフィナンシャルグループ」といい、当行とふくおかフィナンシャルグループを総称して「両社」といいます。）は、2022年11月11日に締結した基本合意書に基づき、2023年3月14日に開催したそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、2023年10月1日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本件経営統合」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで、下記「2. 本株式交換契約の内容」記載の株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式交換は、ふくおかフィナンシャルグループにおいては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、当行においては、本定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

なお、本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日（2023年10月1日（予定））をもって、当行はふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となり、また、本株式交換の効力発生日（2023年10月1日（予定））に先立ち、当行の普通株式は証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い2023年9月28日を目途に上場廃止（最終売買日は2023年9月27日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりであります。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本件経営統合の背景・経緯

ふくおかフィナンシャルグループは、福岡県、熊本県、長崎県を中心に九州全域をカバーする広域展開型金融グループとして事業を展開し、2022年度からは、2030年度までの長期ビジ

ョンに「ファイナンスとコンサルティングを通じて全てのステークホルダーの成長に貢献するザ・ベストリージョナルバンク」を掲げ、その実現に向けてグループ一丸となって取り組んでいます。また、当行は、「福岡県内を営業地盤に中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、中小事業者のお客さまとの強固なリレーションを構築し、地域密着営業を展開しています。

両社が本拠地を置く福岡県は、中小企業数が全国でも上位に位置し、特に福岡市における開業率は、大都市の中でもトップ水準にある等、地域金融機関にとって、中小企業の事業活動が活発な魅力的なマーケットと云えます。一方、両社を取り巻く経営環境は、低金利の常態化や金融領域への異業種参入による競争激化等、厳しい環境が継続しています。また、地域における人口減少や少子高齢化といった構造的課題に、テクノロジーの進化・脱炭素化等を背景とした社会構造の変化や地政学リスクの高まりも加わって、社会環境はこれまでにない速さで大きく変化しています。

こうした経営環境に将来に亘り対応し、地域経済の持続的発展に貢献するためには、経営統合を通じて、ふくおかフィナンシャルグループの信用力・資本力の活用により当行の経営基盤を一層盤石なものとし、それぞれの経営資源や強みを活かして、両社が福岡県内の幅広いお客さまの課題解決や成長のサポートを行っていくことが必要と判断いたしました。このような判断の下、2022年11月11日付開示「株式会社ふくおかフィナンシャルグループと株式会社福岡中央銀行の経営統合に関する基本合意について」においてお知らせしておりますとおり、両社は2023年10月1日を目処に株式交換による経営統合を行うことについて協議・検討を進めてまいりましたが、2023年3月14日、正式に両社において最終的な合意に至りました。

(2) 本件経営統合の目的・理念

両社は、本件経営統合を通じて、グループとしての総合力を一段と発揮し、地域のあらゆる層のお客さまをサポートすることによって、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

(3) 本件経営統合により見込まれる相乗効果

① 本件経営統合後のふくおかフィナンシャルグループにおけるお客さまサポートの充実

これまで両社が、福岡県内のあらゆる層のお客さまとの取引で培ってきた強固なリレーションを掛け合わせることで、お客さまとのネットワークが充実します。本件経営統合後のふくおかフィナンシャルグループは、そうした全てのセグメントのお客さまに対して、両社の経営資源を最大限活用するとともに、多様化するお客さまのニーズにデジタル技術も活用のうえ迅速・的確に対応することで、グループ全体で重層的に質の高い最良の金融サービスを提供してまいります。

② 当行における中小企業向け金融の進化

当行では、本部機能の集約や重複した銀行事務の共同化、共通業務のふくおかフィナンシャルグループへの委託等によって業務の効率化を推進し、最適な営業体制を構築することで、それにより生じた経営資源はお客さまとのリレーション強化に繋がる分野へ積極的に投入いたします。また、ふくおかフィナンシャルグループの金融ノウハウ・サービス、情報ネットワークや現在構築を進めているデジタルチャネル等を最大限活用することによって、お客さま接点の拡充を図り、多様化するお客さまのニーズにきめ細かく対応することで、将来に亘り安定的に金融仲介機能を発揮し、従来以上に「中小企業専門金融機関」としての使命と役割を果たしてまいります。

2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下に掲げる「株式交換契約書(写)」に記載のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下「甲」という。）及び株式会社福岡中央銀行（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

1. 株式交換完全親会社

商号：株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

住所：福岡市中央区大手門一丁目8番3号

2. 株式交換完全子会社

商号：株式会社福岡中央銀行

住所：福岡市中央区大名二丁目12番1号

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の各株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の株式に代わる金銭等として、以下のとおり甲の普通株式を割当て交付する。

(1) 乙の普通株式1株に対し、甲の普通株式0.81株

(2) 乙の第1回A種優先株式（以下「本優先株式」という。）1株に対し、以下の方法により算出される株式交換比率を乗じて得られた数の甲の普通株式

株式交換比率（※1）＝10,000円/甲の普通株式の平均株価
（※2）

(※ 1) 小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。

(※ 2) 東京証券取引所プライム市場における2023年9月4日（同日を含む。）から同年9月15日（同日を含む。）までの10取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日を除く。）の甲の普通株式1株あたりの終値の単純平均値（小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。

2. 前項に従い乙の各株主に対して割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額	金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会及び乙の普通株主による種類株主総会（以下、これらの株主総会を総称して「乙株主総会」という。）を開催し、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるとともに、本株式交換について会社法第322条第1項に定める普通株主による種類株主総会の決議を受けるものとする。

第7条（定款変更）

乙は、乙株主総会（但し、乙の普通株主による種類株主総会を除く。）において、以下の内容の定款変更に係る議案を付議するものとする。なお、当該定款変更は、本契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを効力発生の停止条件として、2023年10月1日をもって効力を生じるものとする。

〈定款変更案〉（下線部が変更部分）

変 更 前	変 更 後
第16条（電子提供措置等） 当銀行は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報</u> <u>について、電子提供措置をとるもの</u> <u>とする。</u> (2) 当銀行は、電子提供措置をとる事項 <u>のうち法務省令で定めるものの全部ま</u> <u>たは一部について、議決権の基準日ま</u> <u>でに書面交付請求した株主に対して交</u> <u>付する書面に記載しないことができる。</u>	(削除)
第17条～第38条（条文省略）	第16条～第37条（条文省略）

第8条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに実施する乙の取締役会決議により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する。
3. 甲は、本件株式交換がその効力を生ずる時点に先立ち、株式会社福岡銀行をして、その保有する乙の普通株式402,258株及び乙の本優先株式30,000株を、甲に対して配当として交付させることができる。

第9条（剰余金の配当等）

1. 甲及び乙は、以下の各金額の剰余金の配当を行うことができる。但し、甲及び乙にて誠実に協議の上合意した場合、かかる合意の範囲内で以下の各金額を超えて行うことを妨げない。
 - (1) 甲については、①2023年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり52.5円を上限とする金額、及び②2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり、公表されている甲の直近の2024年3月期の連結業績予想及び開示されている甲の業績連動型の配当方針（配当テーブル）に基づき、1株あたり年間配当金目安の50%に相当する金額として甲が合理的に決定する金額。

- (2) 乙については、①2023年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して普通株式1株あたり25円及び本優先株式1株あたり87.50円を上限とする金額、並びに②2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して普通株式1株あたり25円及び本優先株式1株あたり87.50円を上限とする金額。
2. 甲及び乙は、前項各号に規定するものを除き、本締結日後効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令等に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて誠実に協議の上合意した場合についてはこのかぎりではない。

第10条（本契約の変更等）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上合意により、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止し、若しくは本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙株主総会における承認又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、又は前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上合意により決定する。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年3月14日

甲：福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ
取締役社長 五島 久

乙：福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社 福岡中央銀行
取締役頭取 荒木 英二

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数または総額の相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

(i) 普通株式

	ふくおかフィナンシャル グループ	当行
株式交換比率	1	0.81

(注1) 株式交換に係る割当ての詳細

当行の普通株式1株に対してふくおかフィナンシャルグループの普通株式0.81株を割当て交付いたします。本株式交換により、当行の普通株主に交付されるふくおかフィナンシャルグループの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ若しくは判明した場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

(注2) 株式交換により、ふくおかフィナンシャルグループが交付する株式数

普通株式：1,890,824株（予定）

上記普通株式数は、2022年12月31日時点における当行の普通株式の発行済株式総数（自己株式を含み、2,737,160株）を前提として算出しております。但し、本株式交換の効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、当行は、保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定であるため、当行の2022年12月31日時点における自己株式数（551株）は、上記普通株式数の算出において、対象から除外しております。なお、役員報酬BIP信託が保有する当行の株式は、上記自己株式数には含めておりません。また、本株式交換に先立ち、ふくおかフィナンシャルグループの子会社である福岡銀行が、その保有する当行普通株式402,258株及び第1回A種優先株式30,000株をふくおかフィナンシャルグループに対して配当として交付する予定であるため、福岡銀行が保有する当行普通株式402,258株についても、上記普通株式数の算出において、対象から除外しております。なお、当行の自己株式の取得等の理由により、当行の2022年12月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、ふくおかフィナンシャルグループの交付する株式数が変動することがあります。本株式交換によりふくおかフィナンシャルグループが交付する株式は、全てふくおかフィナンシャルグループが保有する自己株式を用いる予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本件経営統合が実現された場合、本株式交換により、1単元（100株）未満のふくおかフィナンシャルグループの普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける当行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び福岡証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、ふくおかフィナンシャルグループに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、ふくおかフィナンシャルグループが売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、ふくおかフィナンシャルグループに対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

(ii) 第1回A種優先株式

当行の第1回A種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）における株式交換については、変動性株式交換比率方式を採用しております。変動性株式交換比率方式とは、株式交換決定時に当行の本優先株式価値を確定し、当行の本優先株式1株につき対価として交付されるふくおかフィナンシャルグループ普通株式の割当株数を、効力発生日の直前の一定期間におけるふくおかフィナンシャルグループ株式の平均株価を基に決定するものであります。

当行の本優先株式における株式交換においては、ふくおかフィナンシャルグループは、基準時における当行の本優先株式の株主に対し、当行の本優先株式に代わり、その所有する当行の本優先株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数のふくおかフィナンシャルグループの普通株式を割当てます。

株式交換比率＝10,000円/ふくおかフィナンシャルグループの普通株式の平均株価

(注1) 株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入いたします。なお、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式の平均株価は、効力発生日前に必要とされる事務対応期間を設け、東京証券取引所プライム市場における2023年9月4日から同年9月15日までの10取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日は除きます。）のふくおかフィナンシャルグループの普通株式1株あたりの終値の単純平均値（小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入いたします。）といたします。

(注2) 株式交換により、ふくおかフィナンシャルグループが交付する株式数

ふくおかフィナンシャルグループは、当行の本優先株式の株主の所有する当行本優先株式数の合計数（但し、上記1. (i)「普通株式」(注2) 記載の本株式交換に先立つ福岡銀行の配当によりふくおかフィナンシャルグループが保有する予定の本優先株式30,000株を除きます。）に、上記株式交換比率を乗じて得た数のふくおかフィナンシャルグループ普通株式を交付します。また、本株式交換によりふくおかフィナンシャルグループが交付する株式は、全てふくおかフィナンシャルグループが保有する自己株式を用いる予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。本株式交換により、当行の本優先株式の株主に交付されるふくおかフィナンシャルグループの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本件経営統合が実現された場合、本株式交換により、ふくおかフィナンシャルグループの単元未満株式の割当てを受ける当行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所及び福岡証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、ふくおかフィナンシャルグループに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、ふくおかフィナンシャルグループが売渡しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、ふくおかフィナンシャルグループに対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することが可能です。

通常の株式交換においては、株式交換契約締結・公表時（以下「公表時」といいます。）に、株式交換比率、及び株式交換完全子会社の株主に対して対価として交付される株式交換完全親会社の株式数を確定いたします。そのため、公表時においては、株式交換完全子会社の株主が最終的に効力発生日において所有することとなる株式交換完全親会社株式に係る価値までは確定せず、公表時から効力発生日の間における株式交換完全親会社株式の株価動向によって変動することとなります。それに対して変動性株式交換比率方式では、公表時に、株式交換完全子会社株式に係る公正価値を確定し、これを効力発生日の直前の一定期間における株式交換完全親会社株式の平均株価で除する方法により、株式交換完全子会社株式1株につき対価として交付される株式交換完全親会社の株式数を決定いたします。これにより、本優先株式の株主は、本株式交換の効力発生日直前の市場価格ベースで、本優先株式の公正価値に相当するふくおかフィナンシャルグループの普通株式を受領することができます。そのため、株式交換契約の締結日直前の市場価格ベースで株式交換完全子会社の株主が受領する株式交換完全親会社株式の数を決定する通常の株式交換と比べて、株式交換完全子会社の株主が効力発生日において所有することとなる株式交換完全親会社株式に係る価値が、効力発生日までの間の株価動向によって変動する期間が短縮され、株式交換完全子会社株式に係る価値と近似することが見込まれます。両社は、これらの特徴を検証した上で、当行の本優先株式が、一定期間後、本優先株式1株につき、その払込金額相当額（10,000円）の金銭を対価とする取得条項が付されている非上場株式であることも踏まえ、いずれが最適な方式かを慎重に協議した結果、当行の本優先株式の株主が最終的に効力発生日において所有することとなるふくおかフィナンシャルグループ株式に係る価値を、上記の当行の本優先株式の評価額（1株当たり10,000円）に近似させることが適切であると判断し、最終的に変動性株式交換比率方式を採用することにいたしました。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(i) 割当て内容の根拠及び理由

両社は、2022年11月11日付で本件経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意し、株式交換の効力発生日を2023年10月1日（予定）として本件経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

ふくおかフィナンシャルグループは、下記 (iii)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本件経営統合の公正性を担保するため、ふくおかフィナンシャルグループの第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本件経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関である野村證券から、2023年3月13日付で受領した普通株式に係る株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の株式交換比率により本件経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

他方、当行は、下記 (iii)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の対価の公正性その他の本件経営統合の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本件経営統合に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から、2023年3月13日付で受領した普通株式に係る株式交換比率算定書及び、本優先株式に係る株式価値算定書、ならびにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の株式交換比率により本件経営統合を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は最終的に上記①「本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」に記載の株式交換比率が妥当であるという判断に至り、2023年3月14日に開催された両社の取締役会において本株式交換における株式交換比率を決定し、合意いたしました。

（ii）算定に関する事項

ア．普通株式

（ア）算定機関の名称及び両社との関係

ふくおかフィナンシャルグループのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である野村證券及び当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は、いずれもふくおかフィナンシャルグループ及び当行の関連当事者には該当せず、本件経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（イ）算定の概要

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、ふくおかフィナンシャルグループは野村證券を第三者算定機関として選定し、当行はみずほ証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率の算定・分析を依頼しました。

野村證券は、ふくおかフィナンシャルグループの株式については、ふくおかフィナンシャルグループが東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行いました。

当行の株式については、当行が福岡証券取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」）をそれぞれ採用して算定を行いました。ふくおかフィナンシャルグループの普通株式1株あたり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価平均法（基準日①）	0.75～0.83
2	市場株価平均法（基準日②）	0.81～1.03
3	類似会社比較法	0.77～1.03
4	DDM法	0.50～1.25

なお、市場株価平均法では、基本合意書の締結を公表した2022年11月11日の前営業日を算定基準日（本書面において「基準日①」といいます。）として、基準日①の終値、基準日①から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を、ならびに2023年3月13日を算定基準日（本書面において「基準日②」といいます。）として、基準日②の終値、基準日②から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値をそれぞれ採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下同じです。）の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当行から提供されふくおかフィナンシャルグループが確認した事業計画、当行へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2023年3月期以降の当行の将来予想を前提としております。なお、野村證券の算定は、ふくおかフィナンシャルグループの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。なお、野村證券がDDM法の評価の基礎とした当行の将来の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

みずほ証券は、両社の株式交換比率について、ふくおかフィナンシャルグループは、東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に、当行は福岡証券取引所に、それぞれ上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、さらに、将来の事業活動の予測を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属

する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で金融機関の評価に広く利用されるDDM法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下表の株式交換比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して割り当てるふくおかフィナンシャルグループの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
1	市場株価基準法（基準日①）	0.75～0.83
2	市場株価基準法（基準日②）	0.81～1.03
3	類似企業比較法	0.65～1.88
4	DDM法	0.76～1.58

なお、市場株価基準法では、基本合意書の締結を公表した2022年11月11日の前営業日を基準日（基準日①）として、基準日①の株価終値及び基準日①までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各株価終値平均を、ならびに株式交換比率算定書作成日である2023年3月13日を基準日（基準日②）として、基準日②の株価終値及び基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式交換比率の算定は、2023年3月13日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成

されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となるふくおかフィナンシャルグループの将来の利益計画においては、公表されている中期経営計画（2022年5月13日付開示「ふくおかフィナンシャルグループ「第7次中期経営計画」の策定について」）及び2023年3月期業績予測（2023年1月31日付プレスリリース開示「2023年3月期 連結業績予想の修正に関するお知らせ」）に比して、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、有価証券運用における外国債券を中心としたポートフォリオの再構築による損失を計上しておりますが、一時的なものであるため、2024年3月期の当期利益について対前年度比較で大幅な増益となることが見込まれております。

イ. 本優先株式

当行の本優先株式は、配当額が年率1.75%と確定しており、一定期間後に取得条項が付されている非上場株式です。このような社債型の優先株式の価値については、将来の元金及び利息(剰余金)について、資本コストで割り引いた現在価値とすることが基本となります。

みずほ証券は、本優先株式について、優先配当金の支払いに加え、当行が2027年4月1日以降において本優先株式につき金銭を対価とする取得条項を有している点を踏まえ、本優先株式の株主に帰属する優先配当及び償還金額に基づき、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による株式価値算定を行いましたところ、下記のとおり、本優先株式の額面金額は、1株当たり株式価値の算定レンジ内に位置する結果となりました。

なお、この算定にあたっては、2023年9月30日を基準日とした本優先株式の中間配当（1株当たり87.5円）については、既に債権債務が成立しており本株式交換の効力発生日後である2023年12月初旬に中間配当金として別途支払われる

予定であるため、当該中間配当金は本優先株式の対価に含まれないものとして、2024年3月31日以降を基準日とする優先配当金及び上記取得条項に従い支払われるべき償還金額を基礎として、DCF法により価値を算定しております。

	採用手法	1株当たり株式価値の算定レンジ
1	DCF法	9,901円～10,100円

なお、ふくおかフィナンシャルグループは、本優先株式の株式交換比率については、以下のような本優先株式の内容等を踏まえ、野村證券からの助言を得ながら両社間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものであり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

本優先株式は、2027年4月1日以降、当行の取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価とする取引条件に従い、当行が本優先株式の全部または一部を取得することができるものとされており、この場合、当行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額相当額（10,000円）（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付するものと定められており、2023年9月30日を基準日とした本優先株式の中間配当（1株当たり87.5円）については、既に債権債務が成立し、本株式交換の効力発生日後である2023年12月初旬に中間配当金として別途支払われる予定です。

(iii) 公正性を担保するための措置

ふくおかフィナンシャルグループは、本件経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

ふくおかフィナンシャルグループは、本件経営統合の公正性を担保するために、上記 (i) 「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関として野村證券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく普通株式に係る株式交換比率算定書を取得しております。ふくおかフィナンシャルグループは、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考として当行と交渉・協議を行い、上記①「本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを2023年3月13日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、ふくおかフィナンシャルグループは、野村證券から2023年3月13日付にて、普通株式に係る本株式交換における株式交換比率は、ふくおかフィナンシャルグループにとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。野村證券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別紙1をご参照ください。なお、ふくおかフィナンシャルグループは、本優先株式に係る本株式交換における株式交換比率については、野村證券から、本優先株式に係る株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

イ. 独立した法律事務所からの助言

ふくおかフィナンシャルグループは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである、長島・大野・常松法律事務所から、ふくおかフィナンシャルグループの意思決定の方法、過程その他の本件経営統合に係る手続きに関する法的助言を受けております。

他方、当行は、本件経営統合の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当行は、本件経営統合の公正性を担保するために、上記(i)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく普通株式に係る株式交換比率算定書及び優先株式に係る株式価値算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考としてふくおかフィナンシャルグループと交渉・協議を行い、上記①「本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）」記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを2023年3月13日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行は、みずほ証券から2023年3月13日付にて、普通株式に係る本株式交換における株式交換比率は、当行にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。みずほ証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別紙2をご参照ください。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである、森・濱田松本法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程その他の本件経営統合に係る手続きに関する法的助言を受けております。

(iv) 利益相反を回避するための措置

当行の取締役のうち、古村至朗氏、荒木英二氏、布施圭一郎氏及び増田昌一氏はふくおかフィナンシャルグループまたはその子会社である株式会社福岡銀行の役職員出身者につき、本件経営統合に関する取締役会決議には関与しておりません。

(2) 交換対価としてふくおかフィナンシャルグループの普通株式を選択した理由

当行は、本株式交換により当行株主の皆様にご割り当てられるふくおかフィナンシャルグループの普通株式が、当行の普通株式が上場廃止となった後も、東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所市場に上場されており、流動性・換金性が維持され、取引機会が確保されていること、今後、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式を保有することとなる当行の株主の皆様が、本株式交換による当行の完全子会社化に伴う統合効果によって得られる利益を享受することが可能であると考えられること等を考慮した結果、ふくおかフィナンシャルグループ株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) ふくおかフィナンシャルグループの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加すべきふくおかフィナンシャルグループの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ① 資本金の額 金0円
- ② 資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- ③ 利益準備金の額 金0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、ふくおかフィナンシャルグループの規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、会社計算規則第39条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) ふくおかフィナンシャルグループの定款の定め

ふくおかフィナンシャルグループの定款

ふくおかフィナンシャルグループの定款は、法令及び当行の現行定款第16条の規定に基づき、株主さまへご送付している書面への記載を省略しておりますが、当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/invest/soukai.html>) 及び福岡証券取引所のウェブサイト (<https://www.fse.or.jp/>) において掲載しております。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

ふくおかフィナンシャルグループの普通株式は、東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

ふくおかフィナンシャルグループの普通株式は、全国の各証券会社等において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に関する制限

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2023年3月14日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所におけるふくおかフィナンシャルグループの普通株式の終値の平均（1円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ、3,026円、2,982円及び2,783円です。

なお、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式の最新の市場株価等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) ふくおかフィナンシャルグループの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ふくおかフィナンシャルグループは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式交換により完全子会社となる当行は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) ふくおかフィナンシャルグループの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ふくおかフィナンシャルグループの最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に係る計算書類等の内容は、法令及び当行の現行定款第16条の規定に基づき、株主さまへご送付している書面への記載を省略しておりますが、当行ウェブサイト（<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/invest/soukai.html>）及び福岡証券取引所のウェブサイト（<https://www.fse.or.jp/>）において掲載しております。

(2) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 当行及びふくおかフィナンシャルグループは、2023年3月14日に開催したそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、2023年10月1日を効力発生日とする本株式交換による本件経営統合を行うことを決議し、同日付けで、上記「2. 本株式交換契約の内容」記載の本株式交換契約を締結いたしました。上記のとおり、本株式交換は、2023年10月1日を効力発生日として行う予定です。

② 当行は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生日の直前時において当行が保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

③ ふくおかフィナンシャルグループは、本株式交換に先立ち、ふくおかフィナンシャルグループの子会社である福岡銀行が、その保有する当行普通株式402,258株及び第1回A種優先株式30,000株をふくおかフィナンシャルグループに対して配当として交付する予定です。

7. 本議案の決議に関する事項

本株式交換契約第10条（本契約の変更等）の定めに従い、本株式交換契約が解除された場合、または第11条（本契約の効力）の定めに従い、本株式交換契約の効力が失われた場合は、本議案は失効するものといたします。

別紙 1 :

野村證券によるフェアネス・オピニオンの前提条件及び免責事項等

野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）は、フェアネス・オピニオン（以下「本意見書」といいます。）の作成にあたり野村證券が検討した公開情報および野村證券に提供された財務、法務、規制、税務、会計に関する情報その他一切の情報については、それらがいずれも正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性および完全性についての検証は行っておらず、また検証の義務を負うものではありません。野村證券は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。）および株式会社福岡中央銀行（以下「福岡中央銀行」といいます。）（ふくおかフィナンシャルグループと福岡中央銀行を併せ、以下「両社」といいます。）とそれらの関係会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、また、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測その他将来に関する情報については、ふくおかフィナンシャルグループの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成または検討されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、野村證券は、本意見書の作成にあたり、独自の調査をすることなくかかる財務予測その他将来に関する情報に依拠しております。野村證券は、かかる財務予測等の実現可能性につき一切の保証をするものではありません。野村證券は、ふくおかフィナンシャルグループと福岡中央銀行の2023年10月1日を効力発生日とする株式交換による経営統合（以下「本件」といいます。）が2023年3月14日に両社の間で締結された株式交換契約書（以下「本契約書」といいます。）に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、本件の税務上の効果が野村證券に提示された想定と相違ないこと、本件の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意または許認可が、本件によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されること、および本契約書に記載された重要な条件または合意事項の放

棄、修正または変更なく本件が本契約書の条件に従って完了することを前提としており、これらについて独自の調査は行っておらず、またその義務を負うものではありません。野村證券は、ふくおかフィナンシャルグループにより本件以外の取引またはその相対的評価についての検討を要請されておらず、かかる検討は行っておりません。野村證券は、ふくおかフィナンシャルグループまたはふくおかフィナンシャルグループの取締役会に対して、本件に関する第三者の意思表明を勧誘する義務を負っておらず、またそのような勧誘を行っておりません。

野村證券は、本件に関して、ふくおかフィナンシャルグループの財務アドバイザーを務めており、本件に関する交渉の一部に関与しております。そのサービスの対価として、ふくおかフィナンシャルグループから本件成立を支払条件とするものを含む手数料を受領する予定です。また、野村證券は、野村證券およびその関係会社に生じた一定の費用の払い戻しをふくおかフィナンシャルグループから受領する予定です。本意見書提出にあたってはふくおかフィナンシャルグループと野村證券との契約に規定する免責・補償条項が適用されます。野村證券およびその関係会社は、ふくおかフィナンシャルグループ、福岡中央銀行またはそれらの関係会社に対して、投資銀行業務、その他の金融商品取引関連業務およびローン業務等を行いまたは将来において行い、報酬を受領する可能性があります。本意見書の日付現在において、野村證券の完全親会社である野村ホールディングス株式会社、野村證券は、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式をそれぞれ87,811株、94,550株を保有しております。また、野村證券およびその関係会社は、通常の業務の過程において、ふくおかフィナンシャルグループ、福岡中央銀行またはそれらの関係会社の有価証券および金融派生商品を含む各種金融商品を自己の勘定または顧客の勘定において随時取引しまたは所有することがあります。

本意見書に記載された野村證券の意見（以下「本意見」といいます。）は、ふくおかフィナンシャルグループの取締役会がふくおかフィナンシャルグループと福岡中央銀行との間における普通株式にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）を検討するために参考となる情報を提供することを目的としています。かかる意見は、本意見書に記載された条件および前提のもとで、本株式交換比率の財務的見地から

の妥当性について述べられたものに留まり、野村證券は、本株式交換比率の決定の基礎となる各前提事実もしくは仮定について意見を述べることに、またはふくおかフィナンシャルグループが本件を実行するという経営上の判断について賛否を含む何らの意見を述べることも要請されておらず、本意見書においてもかかる意見を述べておりません。また、本意見は、ふくおかフィナンシャルグループの株主に対して、本件に関する議決権等の株主権の行使、株式の取引その他の関連する事項について何らの推奨を行うものではなく、さらに、本意見書は、ふくおかフィナンシャルグループおよび福岡中央銀行の普通株式の株価水準または株式交換後のふくおかフィナンシャルグループの普通株式の株価水準について、過去、現在または将来に係る何らの意見を述べるものでもありません。なお、野村證券は、本件に関して、法務、規制、税務または会計に関連するアドバイスを独自に行うものではなく、これらの事項については、ふくおかフィナンシャルグループまたはその外部専門家の判断に依拠しております。

本意見書の内容は、別途ふくおかフィナンシャルグループと野村證券との契約において特別に認められている場合を除き、第三者に開示されず、または目的外に使用されないことを前提としており、ふくおかフィナンシャルグループは、野村證券の事前の書面による同意なく、本意見書の全部または一部を問わず、これを開示、参照、伝達または使用することはできません。

本意見は、本意見書の日付現在における金融、経済、市場、事業環境その他の状況を前提とし、また当該日付現在で野村證券が入手している情報に依拠しております。今後の状況の推移または変化により、本意見が影響を受けることがあります。野村證券はその意見を修正、変更または補足する義務を負いません。

別紙 2 :

みずほ証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等

みずほ証券は、2023年3月13日に本株式交換比率が、福岡中央銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下、「本書」といいます。）を出状しておりますが、その出状にあたっては、以下の点を前提条件としております。

みずほ証券は、本書における意見表明にあたり、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び各社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が各社と協議した財務その他の情報で本書における分析の実質的な根拠となった情報（以下、「本件情報」といいます。）の全てが、正確かつ完全であることに依拠し、それを前提としております。みずほ証券は、かかる情報の正確性若しくは完全性につき独自に検証は行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。従って、本書で表明される結論は、本件情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本書交付時点以降に発生した事実や状況（本書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、各社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が福岡中央銀行と協議した財務その他の情報について、不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・査定を行っておらず、その会計上・税務上の評価額の妥当性ないし会計処理・税務処理の適正性について分析しておらず、いかなる評価、査定又は分析についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求しておりません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本又は支払能力についての評価を行っておりません。

本書作成にあたってみずほ証券が要求した情報のうち、各社から情報の

提供又は開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったものについては、みずほ証券は、福岡中央銀行の同意の下で、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、評価結果が異なる可能性があります。

なお、みずほ証券が提供を受けた財務予測その他の将来に関する情報（将来の収益及び費用に関する予想、費用節減の見通し並びに各社の事業計画を含みます。）については、各社及びふくおかフィナンシャルグループの関係会社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成されたことを前提とし、かつ、みずほ証券は、かかる財務予測及び事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの財務予測及び事業計画に依拠し、本書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。なお、本取引による両社のシナジー効果については、みずほ証券は本書の交付時点において意見表明に重要な影響を及ぼす可能性を定量的に評価できる事項は認識しておらず、本書における検討ではこれを盛り込んでおりません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しております。なお、本取引は、日本の法人税法上、両社につき課税されない取引であること、及び本取引に関するその他の課税関係が本株式交換比率に影響を及ぼさないことを前提としています。

みずほ証券は、独自に検証を行うことなく、本取引が適時に完了すること、並びに両社又は本取引で期待される利益に何らの悪影響を及ぼすことなく、本取引の完了に必要なすべての重要な、政府、規制当局その他の同意及び承認（法令又は契約に基づくものであるか否かを問いません。）を得ることができること、またかかる同意及び承認の内容が本株式交換比率に影響を及ぼさないこと、更に各社に対し規制当局その他により発令若しくは課された命令、措置その他の処分がある場合には、各社から開示を受けたものを除き、それが各社の今後の業績に与える影響が存在しないか又は今後も発生しないことを前提としています。また、各

社並びにその関係会社のいずれも、本株式交換比率に重大な影響を及ぼすような契約、合意その他一切の書面を過去に締結しておらず、かつこのような決定を行っていないこと、また、将来も締結若しくは決定を行わないこと、及び本取引の実行により、将来、各社又はその関係会社が当事者として拘束される重要な合意に違反することとならず、かつ、かかる重要な合意を解除する権利又はかかる合意に基づき不履行を宣言し若しくは救済手段を行使する権利を生じさせないことを前提としています。みずほ証券は、本件情報において開示を受けたものを除き、各社及びその関係会社の訴訟若しくは紛争その他に関する偶発債務又は環境、税務若しくは知的財産権等に関する簿外債務は存在しないこと、ならびに各社の事業に関する現在の保険加入額が事業運営上十分であることを前提としています。

本書は、本書の日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。また、本書の日付現在みずほ証券が入手している情報若しくは係る情報に潜在的に含まれている事実についても、本書の日付現在において係る情報・事実が各社の株式価値に及ぼす影響が必ずしも明らかではないものについては、みずほ証券は検討の対象としていません。また、現在及び将来において、各社が想定している事業・財務等の見通しに著しく影響を与える可能性のある技術革新、その他の事象は存在しないことを前提としています。従って、本書の日付以降に本書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合、又は前記のように潜在的な事実が判明したことによる株式価値への影響が明らかになった場合等において、みずほ証券の意見が影響を受ける可能性があります。みずほ証券は本書を変更、更新、補足又は再確認する責任を一切負いません。

みずほ証券は、本取引に関連し福岡中央銀行の財務アドバイザーとして、そのサービスの対価である手数料（本取引の完了を条件とする成功報酬を含みます。）を福岡中央銀行から受領する予定です。みずほ証券及びその関係会社には、過去に両社ならびにふくおかフィナンシャルグループの関係会社に対してフィナンシャル・アドバイス、資金調達等に関するサービスを提供し、その対価として手数料を受取っているものがあります。福岡中央銀行は、本書の提出に関連するものを含め、みずほ証券の

関与によりみずほ証券に生じる一定の債務について、みずほ証券に対し補償することに合意しています。さらに、通常の業務過程において、又は本取引に関連して、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、自己の勘定又は顧客の勘定で、両社のいずれか又はその関係会社の発行する一定の株式、債券その他の証券を含む各種の金融商品を引き受け、保有し又は売却することがあり、随時これらの金融商品のポジションを保有する可能性、並びに両社のいずれか又はその関係会社又はこれらの会社の発行する各種の金融商品に係るデリバティブ取引を行う可能性があります。また、みずほ証券及びみずほ証券を構成員とするみずほフィナンシャルグループ各社は、通常の業務過程において、又は、本取引に関連して、両社のいずれか又はその関係会社と融資その他の取引関係を有し、かかる行為について対価を受領する可能性があります。

みずほ証券は、本取引を進め、又はこれを実行することの前提となる福岡中央銀行の経営上の意思決定に関し意見を提出することは要請されておらず、みずほ証券の意見はいかなる面においてもかかる事項を対象としていません。また、みずほ証券は、本取引以外の取引又は本取引と他の取引との優劣に関し意見を提出することを依頼されておらず、本書においてかかる意見を表明しておりません。みずほ証券は、福岡中央銀行又は福岡中央銀行取締役会に対し、本取引に関連して第三者による関心を募るよう勧誘する義務を負っておらず、且つかかる勧誘を行っておりません。

みずほ証券の意見は、本株式交換比率が本書の日付現在の福岡中央銀行普通株主にとって財務的見地から妥当であるか否かに限定されており、福岡中央銀行の他の種類の証券保有者、債権者その他の関係者にとっての本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。さらに、みずほ証券は、両社のいずれかの取締役、執行役員若しくは従業員又はそれらに相当する者に対する、本取引に関連する報酬の額若しくはその性質、又はかかる報酬の妥当性に関する意見も表明しておりません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当行は、株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、現行定款第16条に電子提供措置等を定めておりましたが、本株主総会において本株式交換の承認に関する議案が承認され、かつ2023年10月1日をもって本株式交換の効力が発生しますと、当行の株主はふくおかフィナンシャルグループ1名となり、当該規定はその必要性を失うこととなります。そのため、現行定款第16条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第17条以下の条数を繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下、「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本株主総会において第2号議案「株式交換契約承認の件」が原案どおりに承認されること、ならびに2023年10月1日の前日までに本株式交換契約の効力が失われていないこと、及び本株式交換が中止されていないことを条件として、2023年10月1日にその効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（現行定款・変更案対照表）

（1）変更を要する条文のみあげております。

（2）__を表示した箇所が変更部分を示します。

現 行 定 款	変 更 案
第16条（電子提供措置等） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 (2) 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第17条～第38条（条文省略）	(削除) 第16条～第37条（現行どおり）

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名					現在の当行における地位
1	ふる古	むら村	し至	ろう朗	再任	取締役会長(代表取締役)
2	あら荒	き木	えい英	じ二	再任	取締役頭取(代表取締役)
3	ふ布	せ施	けい圭	いち一郎	再任	専務取締役(代表取締役)
4	くさ草	ば場	ゆう勇	じ次	再任	常務取締役
5	え江	ざと里	ひで秀	き樹	再任	常務取締役
6	おか岡	の野	みみ	ゆき	再任	常務取締役総合企画部長
7	ます増	だ田	しょう昌	いち一	再任	取締役
8	と戸	だ田	こう康	いち一郎	再任	社外役員 独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1 再任	ふるむら じろう 古村 至朗 (1955年1月18日生)	1977年 4 月 (株)福岡銀行入行	1,200株
		2006年 6 月 同行執行役員北九州営業部長	
		2009年 4 月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員	
		2009年 6 月 同社取締役執行役員	
		2010年 4 月 (株)福岡銀行取締役常務執行役員九州営業本部長	
		2011年 4 月 同行取締役専務執行役員	
		2012年 4 月 同行取締役副頭取	
		2014年 4 月 当行顧問	
		2014年 6 月 当行専務取締役北九州本部長	
		2015年 6 月 当行取締役頭取	
2022年 6 月 当行取締役会長 (現任)			
【取締役候補者とした理由】 2014年当行入行以降、顧問、専務取締役、取締役頭取を経て2022年6月から取締役会長を務め、適切なリーダーシップの発揮により経営を牽引し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者としてしました。			
2 再任	あらき えいじ 荒木 英二 (1958年9月12日生)	1981年 4 月 (株)福岡銀行入行	1,200株
		2011年 4 月 同行執行役員本店営業部長	
		2013年 4 月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員	
		2017年 4 月 (株)福岡銀行取締役専務執行役員	
		2017年 6 月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員	
		2019年 4 月 (株)十八銀行 (現 (株)十八親和銀行) 取締役副頭取	
		2021年 4 月 当行顧問	
		2021年 6 月 当行専務取締役北九州本部長	
		2022年 6 月 当行取締役頭取 (現任) [監査部担当]	
		【取締役候補者とした理由】 2021年当行入行以降、顧問、専務取締役を経て2022年6月から取締役頭取を務め、適切なリーダーシップの発揮により経営を牽引し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3 再 任	ふ せ けいいちろう 布施 圭一郎 (1960年7月5日生)	1983年 4 月 (株)福岡銀行入行 2009年 4 月 同行事務管理部長 2012年 4 月 同行市場営業部長 2013年 4 月 同行執行役員営業推進部長 2015年 4 月 同行執行役員[監査部担当] (株)ふくおかフィナンシャルグループ執 行役員監査部長 2016年 4 月 当行顧問 2016年 6 月 当行常務取締役 2022年 6 月 当行専務取締役 (現任) [営業統括部担当]	500株
		【取締役候補者とした理由】 2016年当行入行以降、顧問、常務取締役を経て2022年6月から専務取締役として営業統括部門を担当し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	
4 再 任	くさば ゆうじ 草場 勇次 (1958年10月15日生)	1981年 4 月 当行入行 2004年 6 月 当行雑餉隈支店長 2006年 4 月 当行博多支店長 2010年 4 月 当行融資統括部長 2013年 7 月 当行理事融資統括部長 2014年 4 月 当行理事営業統括部長 2015年 6 月 当行取締役営業統括部長 2017年 6 月 当行取締役融資統括部長 2019年 6 月 当行取締役監査等委員 2021年 6 月 当行常務取締役 (現任) [人事総務部担当]	700株
		【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、融資統括部長を経て2015年6月から取締役営業統括部長、同融資統括部長、取締役監査等委員を歴任し、2021年6月からは常務取締役として人事総務部門を担当し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
5 再 任	えざと ひでき 江里 秀樹 (1961年9月20日生)	1984年 4 月 当行入行 2015年 4 月 当行雑餉隈支店長 2017年 6 月 当行事務部長 2018年 7 月 当行理事事務部長 2019年 6 月 当行執行役員人事総務部長 2021年 6 月 当行取締役監査等委員 2022年 6 月 当行常務取締役（現任） [市場営業部・事務部担当]	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、事務部長、執行役員人事総務部長を経て2021年6月から取締役監査等委員を務め、2022年6月からは常務取締役として市場営業部門・事務部門を担当し、その職責を十分に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、引き続き取締役候補者としました。		
6 再 任	おかの みゆき 岡野 みゆき (1961年5月22日生)	1984年 4 月 日本銀行入行 2009年 7 月 同行那覇支店次長 2011年 5 月 同行金融機構局企画役 2011年11月 同行金融機構局考査役 2017年 4 月 当行参与 2019年 6 月 当行執行役員総合企画部長 2020年 4 月 当行執行役員総合企画部長兼デジタル企画室長 2021年 6 月 当行取締役総合企画部長兼デジタル企画室長 2022年 6 月 当行常務取締役総合企画部長（現任）	500株
	【取締役候補者とした理由】 2017年当行入行以降、参与、執行役員総合企画部長を経て2022年6月から常務取締役総合企画部長として、その職責を適切に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できると考え、引き続き取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
7 再 任	ますだ　しょういち 増田　昌　一 (1963年1月8日生)	1985年 4 月 (株)福岡銀行入行 2011年 4 月 同行折尾支店長 2013年 4 月 同行箱崎支店長 2015年 4 月 同行本店営業部総合営業第一部長 2016年 4 月 同行天神町支店長 2018年 4 月 (株)熊本銀行執行役員 2019年 4 月 同行取締役常務執行役員 2020年 4 月 当行執行役員 2021年 6 月 当行取締役（現任） [融資統括部・ビジネスサポート部担当]	500株
		【取締役候補者とした理由】 執行役員として2020年当行に入行し、2021年6月から取締役として融資統括部門・ビジネスサポート部門を担当し、その職責を適切に果たしております。銀行経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができると考え、引き続き取締役候補者となりました。	
8 再 任 社外役員 独立役員	と　だ　こういちろう 戸田　康一郎 (1963年1月22日生)	1986年 4 月 西日本鉄道(株)入社 2018年 6 月 同社取締役上席執行役員 2020年 4 月 同社取締役専務執行役員鉄道事業本部長 2020年 6 月 同社専務執行役員鉄道事業本部長 2020年 6 月 (株)富士ピー・エス社外取締役 2021年 4 月 西日本鉄道(株)副社長執行役員鉄道事業本部長 2021年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員鉄道事業本部長 2022年 6 月 当行社外取締役（現任） 2023年 4 月 西日本鉄道(株)代表取締役副社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 西日本鉄道(株)代表取締役副社長執行役員	0株
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 戸田康一郎氏は、2018年6月から西日本鉄道株式会社の取締役を経て2021年6月から同社代表取締役副社長執行役員を務められ、経営者としての豊富な経験と高い知見・能力を有しており、2022年6月から社外取締役として、当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、当行経営に対する全般的な監督と経営者目線での高い見地からのアドバイスを行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 取締役候補者 戸田 康一郎氏が代表取締役副社長執行役員である西日本鉄道株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸田 康一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 戸田 康一郎氏は現任の社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 当行は、戸田 康一郎氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、戸田 康一郎氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- 当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中に同内容で更新する予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位
1	瀬戸口 克 せ と ぐち かつし	再任 取締役常勤監査等委員
2	林田スマ はやし だ す ま (本名 平田スマ)	再任 社外役員 独立役員 社外取締役監査等委員
3	行正晴 實 ゆき まさ はる み	再任 社外役員 独立役員 社外取締役監査等委員
4	山 下 秋 史 やま した あき ふみ	再任 社外役員 独立役員 社外取締役監査等委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1 再任	せとぐち かつし 瀬戸口 克 (1962年2月9日生)	1984年4月 当行入行 2014年4月 当行西新支店長 2016年4月 当行小倉支店長 2019年3月 当行理事小倉支店長 2019年6月 当行執行役員本店営業部長 2021年6月 当行執行役員監査部長 2022年6月 当行取締役監査等委員（現任）	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 主要店舗の支店長、執行役員監査部長を経て、2022年6月から取締役監査等委員を務め、その職責を適切に果たしております。銀行業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、業務執行に関する適切な牽制・監督機能を発揮できると考え、引き続き監査等委員である取締役候補者となりました。		
2 再任 社外役員 独立役員	はやしだ すま 林田 スマ (本名 平田 スマ) (1947年12月16日生)	1968年4月 RKB毎日放送(株)入社 1971年12月 同社退職 1980年10月 フリーアナウンサー（現任） 1996年4月 財団法人大野城市都市施設管理公社女性センター所長 2009年4月 公益財団法人大野城まどかぴあ館長（現任） 2015年6月 当行社外取締役 2019年6月 当行社外取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 公益財団法人 大野城まどかぴあ館長	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 林田スマ氏は、長年アナウンサーとして活躍されている傍ら、大野城まどかぴあ館長として地域貢献活動や男女共同参画社会の促進に向けた活動にも熱心に取り組まれ、幅広い人脈と社会情勢に対する深い知見を有しており、2015年6月から社外取締役として、2019年6月からは監査等委員である社外取締役として当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、今後も世間一般の銀行に対する期待や目線、女性活躍推進に向けた提言等を含めた監督とアドバイス等を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3 再 任 社外役員 独立役員	ゆきまさ はるみ 行正 晴實 (1948年2月21日生)	1981年10月 監査法人太田哲三事務所九州事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1985年 3 月 公認会計士登録 1998年 7 月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年 6 月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 福岡事務所長 2008年 9 月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2010年 9 月 行正晴實公認会計士事務所長 (現任) 2010年 9 月 (株)G T M総研取締役専務執行役員 2012年 7 月 同社取締役副社長 2013年 3 月 福岡県監査委員 2015年 6 月 (株)福岡キャピタルパートナーズ取締役 (現任) 2016年 6 月 福岡県信用保証協会監事 (現任) 2016年12月 (株)G T M総研顧問 2017年 6 月 当行社外監査役 2019年 6 月 当行社外取締役監査等委員 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 行正晴實氏は、新日本監査法人 (現 E Y新日本有限責任監査法人) 常務理事、株式会社G T M総研取締役等を歴任され、公認会計士としての専門的な知識と経営者としての経験も併せて有しており、2017年6月から社外監査役として、2019年6月からは監査等委員である社外取締役として当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、今後も公認会計士としての高い専門性と知見を活かした監督とアドバイス等を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
4	やました あきふみ 山下 秋史 (1960年10月7日生)	1984年 4 月 西部瓦斯(株) (現 西部ガスホールディングス(株)) 入社 2015年 4 月 同社理事電力事業企画部販売企画室長 2016年 4 月 同社理事総合企画室経営企画室部長 2017年 4 月 同社理事総合企画室経営企画室長 2018年 4 月 同社執行役員経営企画部長 2020年 4 月 同社常務執行役員関連事業部長 2021年 4 月 西部ガスホールディングス(株)常務執行役員 2021年 6 月 同社取締役常務執行役員 2021年 6 月 当行社外取締役監査等委員 (現任) 2022年 4 月 西部ガスホールディングス(株)代表取締役副社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 西部ガスホールディングス(株)代表取締役副社長執行役員	0株
再 任 社外役員 独立役員	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山下秋史氏は、西部ガスホールディングス株式会社の代表取締役副社長執行役員を務められ、経営戦略・財務戦略面を中心に高い知見・能力を有しており、2021年6月から監査等委員である社外取締役として当行の経営を適切に監督いただいております。当行はその経験・能力を高く評価しており、経営戦略及び財務戦略等を中心とする経営企画・管理面に対する監督とアドバイス等を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

- (注) 1. 取締役候補者 山下 秋史氏が代表取締役副社長執行役員である西部ガスホールディングス株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。
その他の監査等委員である取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 林田 スマ氏、行正 晴實氏及び山下 秋史氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 林田 スマ氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在任年数は、本定時株主総会の終結の時をもって8年、そのうち監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
 - (2) 行正 晴實氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
 - (3) 山下 秋史氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

4. 当行は、林田 スマ氏、行正 晴實氏及び山下 秋史氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、林田 スマ氏、行正 晴實氏及び山下 秋史氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員であり、保険料は全額会社負担としております。
各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となり、任期途中で同内容で更新する予定であります。

種類株主総会参考書類

議 案 株式交換契約承認の件

議案の内容につきましては、定時株主総会参考書類第2号議案「株式交換契約承認の件」に記載のとおりであります。

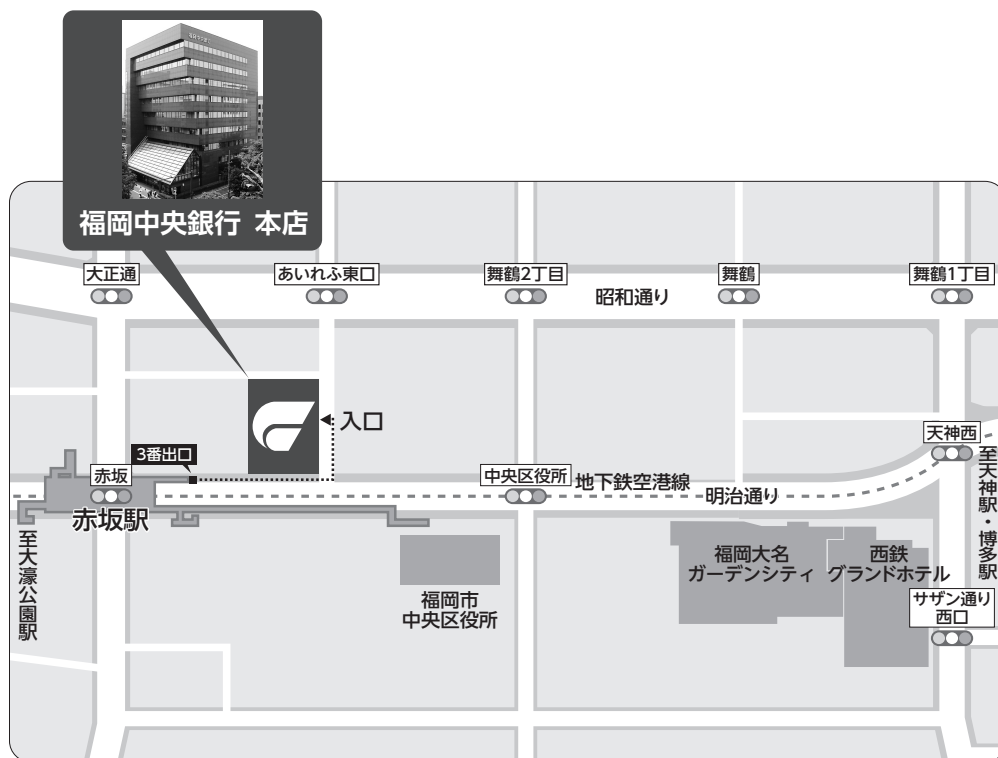
以 上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行本店 7階会議室

代表電話 (092) 751-4431



交通機関：地下鉄空港線「赤坂駅」3番出口（徒歩1分）